

# 森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について

〔平成23年 3月31日 22林整整第857号〕  
林野庁森林整備部整備課長通知  
最終改正:平成28年4月1日 27林整整第866号

森林環境保全整備事業における標準単価の設定及び間接費の算出については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知に定めるところによる。

## 第1 標準単価の設定に関する基本的事項

- 1 標準単価は、原則として、各都道府県の区域ごとに定めるものとする。ただし、都道府県の区域内の森林の状況等により、当該都道府県の区域を分けて定める必要がある場合には、森林法第7条第1項に規定する森林計画区ごとに定めることができる。
- 2 要領第5の4の(2)の国が提示する作業工程は、別添1のとおりとする。なお、当該作業工程を用いて算定した標準単価よりも都道府県知事（以下「知事」という。）が適宜の方法により別途把握した作業工程を用いて算定したもののほうが低い場合には、当該知事が把握した作業工程を用いることができる。
- 3 沖縄県、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。）、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に規定する離島振興対策実施地域をいう。）、降灰地区（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第11条第1項に規定する政令で定める程度に達する多量の降灰があった市町村の区域をいう。）及び汚染状況重点調査地域等（要領第1の1の(2)で規定する区域をいう。ただし、都道府県、市町村及び森林整備法人等が当該区域内において緊急的に実施する場合に限る。）の区域内で行う事業については、知事が必要と認める場合には、当面の間、区域を限って、適宜の方法により把握した作業工程をもって別添1に提示する作業工程に代えることができる。この場合、当該区域に限り、上記1により定める標準単価と異なる標準単価を定めることができる。
- 4 標準単価は直接費及び共通仮設費からなるものとし、その内容は次のとおりとする。

### (1) 直接費

直接費は事業の実行に直接必要な費用であり、次に掲げる費用を含むものとする。なお、これらの費用には、必要に応じ、消費税相当額を加算できるものとする。

#### ア 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用とし、その算定（標準単価の算定において別添1に示す作業工程のうち諸雑費としてこれらの費用を見込んでいるものを用いる場合における当該作業工程において見込まれている費用の算定を除く。）は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

#### (ア) 数量

事業内容に応じた単位事業量（1ヘクタール、1メートル、1箇所等）当たり  
に必要とされる数量とする。

#### (イ) 価格

原則として、物価資料や生産者の見積価格等により把握した単価と、前年度に実施した事業の実績から把握した単価のうち最低のものを比較して、いずれか低い方を採用する（ただし、物価資料等により、最新の市場価格が把握できる場合は、物価資料等による。）。実績の把握に当たっては、事業実施主体から資材購入

に係る領収書等を提出させることなどにより、調査を実施することとする。

イ 労務費

事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数量

事業内容に応じた単位事業量（1ヘクタール、1メートル、1箇所等）当たり  
に必要とされる数量とする。

(イ) 労務賃金単価

原則として「公共工事設計労務単価」による。

ウ 機械経費

事業の実行に必要な機械の使用に要する費用（資材費、労務費を除く。）とし、その算定（標準単価の算定において別添1に示す作業工程のうち機械の使用に要する費用を見込んでいるものを用いる場合における当該作業工程において見込まれている費用の算定を除く。）は、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月11日付け 11林野計第134号林野庁長官通知）に基づき又はこれを準用して算定するものとする。

(2) 共通仮設費

共通仮設費は次に掲げる費用とし、その額は直接費の合計額の7.5%（森林作業道の開設及び改良については9.0%）に相当する額とする。

ア 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

イ 準備費

事業の実行に必要な準備及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

ウ 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用

エ 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用

オ 営繕費

現場事務所等の営繕に要する費用、労働者宿舍の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する費用、火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用

カ 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

## 第2 事業内容別の標準単価の設定基準

### 1 人工造林及び樹下植栽等

- (1) 地拵えの標準単価は、各都道府県の区域内の森林の状況に応じて、植生の区分及びその状態ごとにそれぞれ該当する作業工程を用いて算定した標準単価の額を、当該植生の区分及びその状態ごとの森林の面積により加重平均して定めることができるもの

とする。

- (2) 植栽の標準単価の算定において、植栽本数は1ヘクタール当たり3,000本を上限とする。ただし、地域森林計画において、標準的な植栽本数の指針として1ヘクタール当たり4,000本以上の本数が示されている樹種及び仕立て方法にあっては、過去3年間に森林環境保全整備事業において1ヘクタール当たり4,000本以上の植栽が行われた実績がある場合に限り、1ヘクタール当たり4,000本を上限とすることができる。
- (3) 造林コストの低減を図るため、コンテナ苗が積極的に活用されるよう、主伐と地拵えを一体的に実施することによる低コストな地拵えの標準単価について、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて別途定めるよう努めるものとする。

## 2 下刈り

下刈りの標準単価は、別添1に示す刈り払い機を使用した作業工程を用い、1回刈りを前提として定めることを基本とするが、2回刈りや薬剤下刈り等についても、下刈りに係る総経費の縮減に資することが確実である場合には、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて別途標準単価を定めることができるものとする。

## 3 除伐

除伐の標準単価は、別添1に示す刈り払い機を使用した作業工程を用いて定めるものとする。

## 4 保育間伐

- (1) 保育間伐の標準単価は、別添1に示すチェーンソーを使用した場合に係る作業工程（選木及び伐倒）を用いて定めることを基本とするが、各都道府県の森林状況に応じ、チェーンソーを使用した作業に併せて刈り払い機を使用した侵入木等の刈り払いが必要と見込まれる場合には、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて算定する当該侵入木等の刈り払いに係る単価相当額を加算した標準単価を別途定めることができるものとする。
- (2) (1)により定める標準単価については、各都道府県の森林状況等に応じ、伐倒木の枝払、玉切、片付が必要と見込まれる場合は、別添1に示す作業工程の枝払、玉切、片付の一部又は全部を加算した標準単価を別に定めることができるものとする。

## 5 間伐

- (1) 間伐の標準単価は、別添1に示す作業工程の選木、伐倒、造材及び集材を用いて定めるものとする。造材については、現地の実態を踏まえて、「造材（チェーンソー）」又は「造材（林業機械：プロセッサ）」のいずれかを選択することとする。
- (2) 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない場合の間伐の標準単価については、別添1に示す作業工程の選木及び伐倒を用いて定めることを基本とするが、各都道府県の森林状況等に応じ、伐倒木の枝払、玉切、片付が必要と見込まれる場合には、別添1に示す作業工程の枝払、玉切、片付の一部又は全部を加算した標準単価を別に定めることができるものとする。
- (3) 間伐の標準単価の算定に用いる各種因子は、単層林の間伐を前提として以下により設定するものとする。
  - ア 1ヘクタール当たりの伐採本数については、各都道府県の森林状況に応じて標準的な本数を設定すること。
  - イ 間伐木の樹種については、代表的な樹種を選択し、当該樹種に係る作業工程を用いることを基本とするが、各都道府県における樹種別の作業工程を当該各樹種別の森林面積により加重平均した作業工程を用いることもできるものとする。
  - ウ 間伐方法については、定性間伐、列状間伐の別に設定するものとする。
  - エ 間伐率については、20%以上で各都道府県の実態に応じて定めること。

オ 間伐木の平均胸高直径については、各都道府県の森林状況に応じて22cm未満、22cm以上のいずれかを選択すること。

カ 間伐の標準単価設定に当たっての施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積の上限は、当面の間、要領第5の4の(3)にかかわらず、90立方メートルとする（ただし、要領第1の1の(2)の「汚染状況重点調査地域等森林整備」には適用しないものとする。また、施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が90立方メートルを超える間伐について、平成27年度中に事前計画が提出された上で、補助金申請が行われた場合は、平成28年度に限り、平成27年度の標準単価を適用することができるものとする。）。

- (4) 要領第1の1の間伐の標準単価の算定に用いる(3)のア及びオの因子については、各都道府県の森林状況等を踏まえ、1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積の数量の区分に応じて設定するものとする。
- (5) 要領第1の2の(1)の間伐の標準単価の算定に用いる(3)の因子（イを除く。）については、要領第1の1の間伐の標準単価の算定に用いる因子とは別に設定できるものとする。
- (6) 各都道府県の森林状況に応じ、間伐と併せて雑灌木の刈り払いを行うことが標準的である場合には、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて算定する当該雑灌木の刈り払いに係る単価相当額を加算した額を間伐の標準単価として定めることができるものとする。
- (7) 複層林の間伐に係る標準単価は、単層林の間伐に係る標準単価と同額とする。
- (8) 急傾斜地等により路網による作業システムの導入が困難であって、かつ、長距離スパンの架線集材が経済性をはじめ、環境面、安全面等で優位となる地域にあっては、別添1に示す集材（架線系）の作業工程のほか、「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知）に示す集材（架線系）の標準工程（ただし、平均胸高直径の区分は別添1に示す集材（架線系）の区分に準ずる。）を用いた標準単価を別に設定できるものとする。
- (9) 「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）1の(14)のウのただし書きにより、知事が搬出材積に末木枝条や根本部（以下、「末木枝条等」という。）を含めることを認めた場合は、間伐及び更新伐について、要領第5の4の(3)に定める上限の範囲内で、知事が適宜の方法により把握した末木枝条等の搬出に関する作業工程を用いて、別途、丸太と合わせて末木枝条等を搬出する場合の標準単価を定めることができるものとする。

## 6 更新伐

更新伐の標準単価の算定に用いる各種因子の設定は、間伐に準ずるほか、以下によるものとする。

- (1) 伐採方法については、定性伐採、列状伐採、带状伐採、群状伐採、モザイク状伐採の別に設定できるものとする。なお、列状伐採の作業工程については列状間伐に係る作業工程を準用するものとし、带状伐採、群状伐採、モザイク状伐採については、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いることができるものとする。
- (2) 1ヘクタール当たりの伐採本数については、各都道府県の森林状況に応じて標準的な本数を設定すること。
- (3) 伐採木の樹種については、代表的な樹種を選択し、当該樹種に係る作業工程を用いることを基本とするが、各都道府県における樹種別の作業工程を当該各樹種別の森林面積により加重平均した作業工程を用いることもできるものとする。
- (4) 伐採率については、長期育成循環施業整備実施方針等に基づき、知事が設定するこ

と。

(5) 伐採木の平均胸高直径については、各都道府県の森林状況に応じて22cm未満、22cm以上のいずれかを選択すること。

#### 7 付帯施設等整備

(1) 付帯施設等整備の標準単価は、各都道府県の森林状況に応じて、事業の目的を達成するために必要となる最低限の性能を確保する仕様として標準設計を設定した上で、これに基づき設定すること。

(2) 付帯施設等整備のうち、別添1の作業工程に示した作業種の標準単価については、それぞれの工程を用いて定めるものとする。ただし、別添1に示す作業工程によりがたい場合は、第1の2のなお書きにかかわらず、その根拠を明らかにした上で、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて定めることができるものとする。

(3) 上記以外の作業種の標準単価については、9によるものとする。

#### 8 森林作業道

(1) 土工については、延長1メートル当たり3,000円以内で傾斜や土質に応じていくつかの標準断面を設定し、これらに基づき標準単価を設定すること。

(2) 土工以外で簡易な構造物が必要な場合は、当該部分に限り、延長1メートル当たり3,000円以内（土工と同程度の単価の範囲内）で、標準設計により標準単価を設定すること。

(3) なお、地形や地質、土質の条件から、(1)、(2)の標準断面及び標準設計が適用できない部分については、森林整備保全事業設計積算要領に基づき設計するほか、(1)、(2)では効率的な搬出が著しく困難な場合に限り(1)、(2)によらない標準断面、標準設計を設定すること。

#### 9 その他

当面の間、国が作業工程を提示していない作業に係る標準単価については、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて定めることができるものとする。また、このような標準単価の設定に当たっては、その必要性を十分吟味した上で、手続きの透明性と公平性を確保することにより、特定の事業主体のみを利することのないようにすること。

### 第3 間接費

1 要領第5の4の(4)により標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

#### (1) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部又は全部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

#### ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

(ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

(イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

(ウ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

(エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（第1の4の(1)ウに掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

エ 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料（(2)の社会保険料等に含まれる社会保険料及び第1の4の(1)ウの機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）

オ 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）

カ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額（(2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。）

キ 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(2) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共）等）の掛金とする。

2 現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、標準単価の16.0%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

3 社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

	加入している場合の点数
労災保険	6点
雇用保険	1点
健康保険	5点

厚生年金保険		9点
退職金共済制度	林業退職金共済制度以外	2点
	林業退職金共済制度	3点

(表 2)

平均点数	加算率
7点未満	0%
7点以上 13点未満	5%
13点以上 22点未満	9%
22点以上	15%

(別添 1)

森林環境保全直接支援事業  
環境林整備事業

作業工程表

林野庁整備課

平成 2 8 年 4 月



## 【人工造林・樹下植栽】

### 1-1 地拵（刈り払い機） (ha当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	8.5	
普通作業員	人	8.5	
諸雑費	%	2	

- 備考 1 本表は、草地及びササ地において刈り払い機で地拵えをする作業に適用する。なお、片付けを含む。
- 2 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ等の経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。
- 3 片付けのみを行う場合は、本表を使用せず、5人/ha（普通作業員）を超えない範囲で、工程を設定するものとする。

### <現地条件による補正>

地拵え（刈り払い機）については、作業地内の占有植生に応じて次表により行う。

#### 補正率表 (補正率：%)

区分	状態		補正率
	草丈	密度	
草地	0.5m以下	—	-43
	0.5m超	—	-9
ササ地	1m以下	疎	-12
		密	6
	1m超	疎	3
		密	59

### 1-2 地拵（一貫作業システムの機械地拵：グラップル）(ha当たり)

名称	単位	数量	摘要
運転手(特殊)	人	1.62	

- 備考 1 本表は、車両系林業機械による全木集材（皆伐）の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。
- 2 グラップル運転に係る機械経費と資材費は、機械損料、燃料費を積み上げにより計上する。

2-1 植穴掘付・植付（普通苗） （100本当たり）

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.41	1. 普通の山行苗の場合とする。 2. 植穴の大きさの大きさは、直径・深さとも30cm程度を標準とする。

備考 1 本表には、植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去を含む。

2-2 植穴掘付・植付（コンテナ苗） （100本当たり）

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.36	1. 「山林用主要苗木の標準規格」（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知）に定めるコンテナ苗の場合とする。

3 苗木運搬 （1,000本当たり）

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.55	

備考 1 本表は、人肩運搬である。  
2 積卸しを含む。

## 【下刈り（全刈）】

(ha当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	3.8	
普通作業員	人	3.8	
諸雑費	%	2	

備考 1 刈り払い機による振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。

2 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

### <現地条件による補正>

占有植生、傾斜の状況に応じて次表により行う。

補正率表 (補正率：%)

占有植生	傾斜		
	20° 未満	20° 以上 30° 未満	30° 以上
カヤ、笹類、 ツル、バラ類	-10	0	10
灌木類	-25	-15	-5

### <回数による補正>

上表の工程は、年1回下刈（全刈）を行う場合を標準としたものであり、年2回下刈（全刈）を実施する場合は、次表により補正を行う。

区分	補正係数	
年1回全刈を実施する場合	1.00	
年2回全刈を実施 する場合	1回目	1.00
	2回目	0.86

## 【枝打ち】

(100本当たり)

名称	単位	数量			摘要
		1～2m	2～3m	3～4m	
特殊作業員	人	0.21	0.25	0.28	
普通作業員	人	0.21	0.25	0.28	

備考 1 本表は、鎌、ノコギリ等を用いて実施する枝打ちの工程に適用する。なお、表示された値は、枝打高の範囲に対する工程であるので、該当する範囲の工程を合算して用いるものとする。

## 【除伐】

(ha当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	3.5	
普通作業員	人	3.5	
諸雑費	%	2	

備考 1 諸雑費は、刈り払い機の損料、燃料（ガソリン、エンジンオイルの混合油）、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【保育間伐】

## 1 選木 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	人	0.16	
諸雑費	%	4	

- 備考 1 本表は、伐倒対象木を選木し標示する工程に適用する。  
 2 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 2 伐倒 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.32	
普通作業員	人	0.32	
諸雑費	%	6	

- 備考 1 チェーンソーによる振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く）として計上している。  
 2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【保育間伐】

## 3 枝払 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.24	
普通作業員	人	0.24	
諸雑費	%	8	

備考 1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように枝払いする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 4 玉切 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.20	
普通作業員	人	0.20	
諸雑費	%	9	

備考 1 本表は、伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切る工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 5 片付 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.39	
諸雑費	%	1	

備考 1 本表は、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する工程（20m程度の小運搬を含む。）に適用する。

2 諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【間伐】

## 1 選木 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
特殊作業員	人	0.16	
普通作業員	人	0.16	
諸雑費	%	4	

- 備考 1 本表は、伐倒対象木を選木し標示する工程に適用する。  
 2 諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 2 伐倒 (100本当たり)

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
特殊作業員	人	0.42	0.52	
普通作業員	人	0.42	0.52	
諸雑費	%	6		

- 備考 1 本表は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いをする工程に適用する。  
 2 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

3-1 造材 (チェーンソー) (10m<sup>3</sup>当たり)

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
特殊作業員	人	0.63	0.52	樹種補正
普通作業員	人	0.63	0.52	〃
諸雑費	%	4		

- 備考 1 本表は、伐倒木を市場等に出荷するため丸太等に採材、玉切る工程に適用する。  
 2 本表は、スギの工程であり、ヒノキの場合には+0.03人、カラマツの場合には-0.03人、特殊作業員及び普通作業員の数値をそれぞれ補正する。  
 3 諸雑費は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の造材に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。



3-2 造材（林業機械：プロセッサ）（10m<sup>3</sup>当たり）

名称	単位	数量	摘要
運転手(特殊)	人	0.34	

- 備考 1 本表は、プロセッサまたはハーベスタを用いて行う造材（枝払い・玉切り）の作業に適用する。
- 2 プロセッサ運転に係る機械経費と資材費は、機械損料、燃料費を積み上げにより計上する。

4 集材（車輻系）（10m<sup>3</sup>当たり）

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
運転手(特殊)	人	0.43	0.37	
普通作業員	人	0.85	0.75	
諸雑費	%	77		

- 備考 1 本表は、5「集材（架線系）」の備考1に示す以外の車輻系機械による集材の工程及び集材地点までの木寄せ等の工程に適用する。
- 2 本表は、定性間伐の工程であり、列状間伐の場合には、運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
- 3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

5 集材（架線系）（10m<sup>3</sup>当たり）

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
運転手(特殊)	人	0.46	0.36	
普通作業員	人	1.37	1.08	
諸雑費	%	80		

- 備考 1 本表は、主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）の工程及び集材地点までの木寄せ等の工程に適用する。
- 2 本表は、定性間伐の工程であり、列状間伐の場合には運転手（特殊）及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
- 3 諸雑費は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【間伐】

## 6 枝払 (100本当たり)

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
特殊作業員	人	0.28	0.31	
普通作業員	人	0.28	0.31	
諸雑費	%	8		

備考 1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように枝払いする工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 7 玉切 (100本当たり)

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
特殊作業員	人	0.23	0.26	
普通作業員	人	0.23	0.26	
諸雑費	%	9		

備考 1 本表は、伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切る工程に適用する。

2 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 8 片付 (100本当たり)

名称	単位	平均胸高直径		摘要
		22cm未満	22cm以上	
普通作業員	人	0.51	0.62	
諸雑費	%	1		

備考 1 本表は、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する工程（20m程度の小運搬を含む。）に適用する。

2 諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

## 【付帯施設等整備】

### 1 獣害防護柵設置 (100m当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	3.68	

備考 1 本表は、次表の仕様の防護柵（金属柵を除く）に適用する

区分	仕様
地上高	1.8m以上
網目の大きさ	10cm以下
潜り込み防止	スカートネットあり

### 2 食害防護資材設置 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.69	

備考 1 本表は、食害防護資材（ネット・チューブ）を設置する工程に適用する。

### 3 剥皮防護資材設置 (100本当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.62	

備考 1 本表は、剥皮防護資材を設置する工程（市販品取付・枝条巻付）に適用する。

### 4 忌避剤散布・塗布 (1000本当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.72	

備考 1 本表は、忌避剤の散布あるいは塗布する工程に適用する。

2 本表は、1箇所作業量が10,000本以下の場合に適用する。